

# 立川市新学校給食共同調理場整備運営事業

## 入札説明書

令和2年10月

立川市

# 目 次

第 1 入札説明書等の位置づけ	1
第 2 事業の目的及び内容	2
1 事業の目的	2
2 本事業の基本方針	2
3 事業名称	3
4 事業の対象となる公共施設	3
5 事業実施場所	3
6 事業概要	4
7 本施設の管理者の名称	4
8 事業の対象範囲	4
9 事業方式	5
10 事業期間	5
11 事業スケジュール（予定）	6
12 事業期間終了時の措置	6
13 事業者の収入	6
14 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	6
15 遵守すべき法制度等	7
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	11
1 入札参加者の構成等	11
2 業務実施企業の参加資格要件	11
3 入札参加者の制限	14
4 特別目的会社（SPC）の設立等	15
5 参加資格要件の確認基準日	15
6 入札参加者の変更	15
7 電子調達サービスへの登録	15
第 4 事業者募集等のスケジュール	16
第 5 入札手続等	16
1 担当窓口	16
2 入札に関する手続	16
3 入札参加に関する留意事項	19
4 入札予定価格	20

<b>第6 入札書類の審査</b> .....	21
1 立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会 .....	21
2 審査方法 .....	21
3 審査項目等 .....	21
<b>第7 提案に関する条件</b> .....	23
1 立地条件 .....	23
2 施設の設計及び建設・工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件 .....	23
3 業務の委託 .....	24
4 資金計画・事業収支計画に関する条件 .....	24
5 本市の費用負担 .....	25
6 サービスの対価 .....	25
7 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング .....	25
8 土地の使用 .....	25
9 保険 .....	25
10 本市と事業者の責任分担 .....	26
11 財務書類の提出 .....	26
<b>第8 契約に関する事項</b> .....	27
1 契約手続き .....	27
2 契約の枠組み .....	27
3 契約金額 .....	27
4 契約保証金 .....	28
5 事業者の事業契約上の地位 .....	28
<b>第9 提出書類</b> .....	29
1 入札時の提出書類 .....	29
<b>第10 その他</b> .....	31
1 事業の継続が困難となった場合の措置 .....	31
2 金融機関と本市の協議（直接協定） .....	31

様式1 入札説明書等に関する質問書

## 第1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、立川市（以下「本市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した立川市新学校給食共同調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

事業契約書（案）：本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（仮事業契約書（案）、事業契約書（案）及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

要求水準書（添付資料を含む。）：本市が事業者に要求する具体的な設計、建設、維持管理及び運営のサービス水準を示すもの

落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの

基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）、公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

## 第2 事業の目的及び内容

### 1 事業の目的

本市の学校給食は、小学校は19校のうち8校が単独調理方式、11校が共同調理場方式、中学校は全9校が給食と家庭からの弁当のいずれかを選択できる弁当併用外注給食方式を採用している。

しかし、単独調理方式の小学校については、現在、施設面積等の制約から、国の「学校給食衛生管理基準」に沿った衛生管理が可能な調理室の整備や食物アレルギー対応食専用室の設置が困難となっているほか、食物アレルギー対応時の安全確保は、現場の努力に委ねられている。また、中学校の弁当併用外注給食方式については、食中毒防止の点から調理した副食(おかず)を冷ます必要があるほか、汁物を提供することが困難で、生徒・保護者から温かい給食や汁物を望む意見が寄せられている。食育の推進を図る観点からも、安全・安心で栄養バランスの取れた食事を毎日喫食することが重要である。

このような中、本市では、平成30年2月に「学校給食共同調理場の新設に係る方針」を策定し、中学校及び単独調理方式の小学校を対象とする学校給食共同調理場を新設すること、整備・管理運営方式は、現在の学校給食共同調理場に導入しているPFI方式を基本とすることなどについて定めた。また、令和元年11月には、共同調理場を早期に整備し、かつ求められる機能を備えた施設整備に必要となる基本的な事項を示す「新学校給食共同調理場整備基本計画」を策定した。

本事業を実施するに当たっては、PFI法に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運營業務を長期に、かつ、一体的に実施することとし、民間の資金、経営能力等の活用を図り、良好な施設の整備や維持管理、効率的な運営等により、長期的な観点で事業コストの削減を目指すものとする。

### 2 本事業の基本方針

新学校給食共同調理場を整備・運営するに当たり、基本方針は次のとおりとする。

#### ① 学校給食衛生管理基準に準拠した施設整備と給食調理

新学校給食共同調理場は、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準拠するとともに、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) に準拠した作業区域の確保と衛生管理の整った施設とし、HACCP に準拠した調理の工程管理を行う。

#### ② 食物アレルギー対応の実施

新学校給食共同調理場に、食物アレルギー対応食専用室を設置し、食物アレルギーのある児童・生徒に対して、安全にアレルギー対応食を提供する。

#### ③ 望ましい食環境の確保

温かく作りたてに近い状態での給食提供を実現し、また、調理工程の工夫によりバリエーション豊かな手作り献立の提供に努め、おいしく充実した給食を提供する。

#### ④ 災害時に対応した学校給食施設の整備

新学校給食共同調理場は、災害時に必要なアルファ化米の備蓄や受水槽の設置、万が一すべてのライフラインが止まった場合にもアルファ化米を使用した温かいご飯を提供できる機能を備えた施設とする。また、隣接する現学校給食共同調理場とともに、両調理場の車庫等を活用した物資の搬出入、給食配送車を活用した一次避難所（小・中学校）への災害支援物資提供を行う二次集積拠点とする。

#### ⑤ 食育機能の充実

新学校給食共同調理場に、映像で調理風景を見学できる食育機能を導入するとともに、本市の学校栄養職員等が事業者の栄養士や調理員とともに学校訪問を行うなど、食に関する指導を充実する。

#### ⑥ 周辺への配慮

敷地周辺には、国営昭和記念公園、広域防災基地・陸上自衛隊立川駐屯地、住宅地等があるため、周辺の景観や環境、機能等への配慮を行う。

#### ⑦ 環境への配慮

省エネルギー・省資源に配慮した施設整備、維持管理・運営を行い、地球環境の保全及び環境負荷の低減に寄与する。

#### ⑧ 民間ノウハウの導入

本事業の実施に当たっては、民間ノウハウを活用し、サービス水準の向上と財政負担の軽減を図る。施設整備に係る初期費用だけでなく、維持管理・運営を長期に一括で行うことにより、事業期間全体にわたるライフサイクルコストの削減を図る。

### 3 事業名称

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業

### 4 事業の対象となる公共施設

本事業の対象施設は、新学校給食共同調理場（以下、「本施設」という。）とする。

本施設の給食配送・回収、配膳業務は、以下の小学校 8 校、中学校 9 校を対象（以下、「配送校」という。）とする。

**小学校：** 第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、第五小学校、第六小学校、第七小学校、第八小学校

**中学校：** 立川第一中学校、立川第二中学校、立川第三中学校、立川第四中学校、立川第五中学校、立川第六中学校、立川第七中学校、立川第八中学校、立川第九中学校

### 5 事業実施場所

#### (1) 事業予定地

立川市泉町 1156 番 15 のうち

## (2) 敷地面積

12,000.01 m<sup>2</sup>

## 6 事業概要

8,500食/日（小学校4,000食、中学校4,500食）の調理能力を有する本施設の設計・建設及び維持管理・運営を行う。

## 7 本施設の管理者の名称

立川市長 清水 庄平

## 8 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

### ① 設計業務

- ア 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査等）
- イ 設計業務
- ウ 本事業に伴う各種申請等の業務
- エ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### ② 建設・工事監理業務

- ア 建設業務
- イ 厨房機器等の調達及び設置業務
- ウ 什器・備品等の調達及び設置業務
- エ 食器・食缶等の調達業務
- オ 工事監理業務
- カ 近隣対応・対策業務
- キ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### ③ 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備・厨房機器保守管理業務
- ウ 什器・備品等保守管理・更新業務
- エ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- オ 外構等維持管理業務
- カ 環境衛生・清掃業務
- キ 警備保安業務
- ク 修繕業務（修繕計画） ※
- ケ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備、厨房機器に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体

又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

#### ④ 運營業務

- ア 開業準備業務
- イ 検収補助業務
- ウ 給食調理業務
- エ 給食配送・食器等回収業務
- オ 配膳業務
- カ 洗浄・残滓処理等業務
- キ 食に関する指導の支援業務
- ク その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- ※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。
  - (ア) 調理食数の決定
  - (イ) 献立の作成
  - (ウ) 食材の調達
  - (エ) 食材の検収
  - (オ) 検食
  - (カ) 給食費の徴収管理
  - (キ) 食に関する指導

## 9 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する事業契約に従い、事業者が、本施設の設計及び建設・工事監理業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された事業契約書に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運營業務を遂行する方式（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。

## 10 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 20 年 7 月末日までとする。



## 1 1 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりとする。

事業契約締結	令和 3 年 6 月
事業期間	事業契約締結日～令和 20 年 7 月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和 5 年 6 月末日
維持管理期間	施設引渡し日～令和 20 年 7 月末日
開業準備期間	施設引渡し日～令和 5 年 2 学期給食提供開始日前日
給食提供開始日	令和 5 年 2 学期始業日以降（配送校により異なる。）
運営期間	給食提供開始日～令和 20 年 7 月末日

## 1 2 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業期間終了後に本市が継続的に本施設の維持管理及び運營業務を行うことができるように、事業期間終了日の約 2 年前から、本施設の維持管理及び運營業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業期間終了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

## 1 3 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引渡し後から事業期間終了時までの間に、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設・工事監理業務の対価、維持管理業務及び運營業務の対価からなる。

## 1 4 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

### (1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書及び事業者の提案内容に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

### (2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の各段階において実施する。

### (3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

### (4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書及び事業者の提案内容等に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

## 15 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号）並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、本市の定める要綱・基準等（最新版）に準拠すること。

また、本市以外の定める関連する要綱・基準等（最新版）についても、原則として適用すること。ただし、関連する要綱・基準等によりがたい場合は、事業者が性能等の証明を行うことを条件として、本市と協議することができるものとする。なお、本市以外の定める関連する要綱・基準等は、①東京都、②国、③その他の順に適用することとし、疑義がある場合には、事前に本市と協議することとする。

合わせて、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

### 【法令・条例等】

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (3) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- (4) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- (6) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (7) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (8) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (10) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (11) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (12) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- (13) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- (14) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (15) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- (16) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）（平成 19 年法律第 56 号）
- (17) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成 12 年法律第 100 号）
- (18) 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
- (19) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (20) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (21) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (22) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- (23) 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）
- (24) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）
- (25) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- (26) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- (27) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- (28) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- (29) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (30) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- (31) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）
- (32) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）

- (33) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- (34) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (35) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- (36) 条例
  - ア 東京都建築安全条例（昭和 25 年条例第 89 号）
  - イ 火災予防条例（昭和 37 年条例第 65 号）
  - ウ 東京都景観条例（平成 18 年条例第 136 号）
  - エ 東京都駐車場条例（昭和 33 年条例第 77 号）
  - オ 東京都環境基本条例（平成 6 年条例第 92 号）
  - カ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）（平成 15 年条例第 155 号）
  - キ 東京都福祉のまちづくり条例（平成 7 年条例第 33 号）
  - ク 東京都給水条例（昭和 33 年条例第 41 号）
  - ケ 東京都下水道条例（昭和 34 年条例第 89 号）
  - コ 東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）（平成 12 年条例第 216 号）
  - サ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）（平成 12 年条例第 215 号）
  - シ 食品製造業等取締条例（昭和 28 年条例第 111 号）
  - ス 立川市下水道条例（昭和 35 年条例第 15 号）
  - セ 立川市学校給食施設設置条例（昭和 43 年条例第 30 号）
  - ソ 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（平成 5 年条例第 18 号）
  - タ 立川市個人情報保護条例（平成元年条例第 55 号）
  - チ 立川市情報公開条例（平成 12 年条例第 49 号）
  - ツ 立川市景観条例（平成 23 年条例第 25 号）
  - テ 立川市風致地区条例（平成 25 年条例第 29 号）
  - ト 立川市建築協定条例（平成 10 年条例第 53 号）
  - ナ 立川市環境基本条例（平成 10 年条例第 16 号）
  - ニ 立川市緑化推進条例（昭和 49 年条例第 9 号）
  - ヌ 立川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成 12 年条例第 66 号）
  - ネ 立川市地区計画区域内建築物制限条例（平成 7 年条例第 16 号）
  - ノ 立川市文化財保護条例（昭和 29 年条例第 12 号）
  - ハ 立川市駐車場条例（昭和 47 年条例第 6 号）
  - ヒ 立川市自転車等放置防止条例（昭和 59 年条例第 9 号）
- (37) その他関連法令（条例及び規則を含む。）

**【本市の定める要綱・基準等】**

- (1) 立川市建築計画に関する事前調整要綱（平成 13 年要綱第 9 号）
- (2) 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱（平成 5 年要綱第 5 号）
- (3) 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針（立川市、平成 30 年）
- (4) 立川市学校給食衛生管理基準（立川市、平成 30 年）
- (5) 立川市景観色彩ガイドライン（立川市、平成 30 年版）
- (6) その他関連する要綱及び基準

**【本市以外の定める関連する要綱・基準等】**

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省、平成 31 年版）
- (2) 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省、令和 2 年改定）
- (3) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（公共建築協会、平成 18 年版）

- (4) 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説（公共建築協会、平成 18 年版）
- (5) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省、平成 25 年）
- (6) 建築構造設計基準及び同基準の資料（国土交通省、平成 30 年）
- (7) 建築物の構造関係技術基準解説書（建築行政情報センター・日本建築防災協会、2015 年版・2018 年追補）
- (8) 建築設計基準及び同基準の資料（国土交通省、令和元年）
- (9) 建築設計基準及び同解説（公共建築協会、平成 18 年版）
- (10) 建築工事監理指針（公共建築協会、令和元年版）
- (11) 電気設備工事監理指針（公共建築協会、令和元年版）
- (12) 機械設備工事監理指針（公共建築協会、令和元年版）
- (13) 建築設備計画基準（国土交通省、平成 30 年）
- (14) 建築設備設計基準（国土交通省、平成 30 年）
- (15) 公共建築工事積算基準（国土交通省、平成 28 年改定）
- (16) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省、令和 2 年改定）
- (17) 公共建築数量積算基準（国土交通省、平成 28 年改定）
- (18) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省、平成 29 年改定）
- (19) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省、平成 30 年版）
- (20) 建築保全業務積算基準（国土交通省、平成 30 年版）
- (21) 雨水利用・排水再利用設備計画基準（国土交通省、平成 28 年版）
- (22) 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説（公共建築協会、平成 28 年版）
- (23) 都市計画法・宅地造成等規制法開発許可関係実務マニュアル（東京都、令和 2 年改正）
- (24) 東京都建築工事標準仕様書（東京都、令和 2 年版）
- (25) 東京都電気設備工事標準仕様書（東京都、令和 2 年版）
- (26) 東京都機械設備工事標準仕様書（東京都、令和 2 年版）
- (27) 建築工事標準詳細図（国土交通省、平成 28 年版）
- (28) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省、平成 31 年版）
- (29) 建築工事安全施工技術指針（国土交通省、平成 27 年改定）
- (30) 建設工事公衆災害防止対策要綱及び同要綱の解説（建築工事編）（国土交通省、令和 2 年改正）
- (31) 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省、平成 14 年）
- (32) ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン（国土交通省、平成 16 年）
- (33) 東京都建設リサイクルガイドライン（東京都、令和 2 年）
- (34) 維持保全業務標準仕様書（東京都、令和元年）
- (35) 都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン（東京都、令和 2 年）
- (36) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省、平成 29 年改正）
- (37) 学校給食調理場における手洗いマニュアル（文部科学省、平成 20 年）
- (38) 調理場における洗浄・消毒マニュアル（Part1、Part2）（文部科学省、平成 22 年）
- (39) 調理場における衛生管理&調理技術マニュアル（文部科学省、平成 23 年）
- (40) 学校給食調理従事者研修マニュアル（文部科学省、平成 24 年）
- (41) 学校環境衛生基準（平成 30 年文部科学省告示第 60 号）
- (42) 学校給食実施基準（平成 30 年文部科学省告示第 162 号）
- (43) 学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示 64 号）
- (44) 学校給食事業における安全衛生管理要綱（労働省、平成 6 年）
- (45) 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育（文部科学省、平成 29 年）
- (46) 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（日本学校保健会、令和元年度改訂）
- (47) 学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省、平成 27 年）
- (48) 食に関する指導の手引（文部科学省、平成 31 年改訂版）

- (49) 学校給食衛生管理基準の解説－学校給食における食中毒防止の手引き－（日本スポーツ振興センター、平成 23 年）
- (50) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアル（文部科学省、令和 2 年）
- (51) 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（東京都、平成 31 年改訂版）
- (52) 東京都排水設備要綱（東京都、令和 2 年改訂）
- (53) 東京都雨水貯留・浸透施設技術指針・同資料編（東京都総合治水対策協議会、平成 21 年）
- (54) 産業廃棄物適正処理ガイドブック（東京都、令和元年）
- (55) 指定給水装置工事事業者工事施行要領（東京都、令和 2 年版）
- (56) 安全・安心まちづくり推進要綱（警察庁、令和 2 年改正）
- (57) その他関連する要綱及び基準

### 第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### 1 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、複数の企業で構成するグループとする。入札参加者は、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- イ 参加表明書には代表企業名及び構成企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ウ 代表企業又は構成企業以外に、エに示す特別目的会社（以下「SPC」という。）から直接設計、建設、厨房機器等の調達及び設置、工事監理、維持管理及び運営の業務を受託、又は請け負うことを予定している企業がいる場合には、当該企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として入札参加者に含めるものとし、参加表明書において明記すること。
- エ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPCを仮事業契約締結時まで設立するものとする。なお、代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
- オ 代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の50%未満とする。

#### 2 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において本市に登録があり、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計、建設、厨房機器等の調達及び設置、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立するSPCから直接これらの業務を受託する者）は、それぞれ以下に示す①、②、③、④、⑤及び⑥の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。資本関係及び人的関係のある者とは、以下の基準に該当する者をいう。

##### ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（商法（明治32年法律第48号）第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（商法（明治32年法律第48号）第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任されたものをいう。）を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記ア 又はイ と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

### ① 設計業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所への登録を受けた者であること。
- イ 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築設計であること。
- ウ HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。  
なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。
- エ 平成 22 年 4 月以降に着手した延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の実設計を完了した実績を有していること。
- オ 平成 22 年 4 月以降に着手した学校給食共同調理場の新築若しくは改築工事の実設計を完了した実績を有していること。

### ② 建設業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築工事であること。
- ウ 電子調達サービスにおいて、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による経営事項審査の結果、建築一式工事の総合評定値 P 点が 900 点以上であること。総合評定値 P 点については、最新のものに限る。
- エ 平成 22 年 4 月以降に着手した延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の施工実績を有していること。
- オ 平成 22 年 4 月以降に着手した学校給食共同調理場の施工実績を有していること。

### ③ 厨房機器等の調達及び設置業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、厨房機器等の調達及び設置業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すアの要件については、全ての企業が該当すること。

ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が家電・カメラ・厨房機器等であること。

イ 平成 22 年 4 月以降に着手した学校給食共同調理場の厨房機器等の調達及び設置業務の実績を有していること。

#### ④ 工事監理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築設計であること。

ウ 平成 22 年 4 月以降に着手した延べ面積 3,000 ㎡以上の公共施設の工事監理を完了した実績を有していること。

エ 平成 22 年 4 月以降に着手した学校給食共同調理場の新築若しくは改築工事の工事監理を完了した実績を有していること。

#### ⑤ 維持管理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すアの要件については、全ての企業が該当すること。

ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があること。

イ 平成 22 年 4 月以降に着手した学校給食共同調理場の維持管理業務の実績を有していること。

#### ⑥ 運営業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すアの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があること。

イ HACCP に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有していること等をいう。

ウ 運営業務のうち、給食調理業務を行う者については、平成 22 年 4 月以降に学校給食共同調理場において、4,000 食/日以上調理業務の実績を有していること。

エ 4,000 食以上の学校給食共同調理場等での調理業務の実務経験が 10 年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。



### 3 入札参加者の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、「立川市競争入札等参加停止基準」（平成 8 年 7 月 1 日市長決定）に規定する参加停止を受けている者。
- ウ PFI 法（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の各号の規程に該当する者。
- エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- オ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- カ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ク 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- サ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係のある者。  
本事業に係るアドバイザー業務に関与した者とは、以下のとおりである。
  - ・ 株式会社 建設技術研究所
  - ・ シリウス総合法律事務所
  - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
  - ・ 永井公認会計士事務所
  - ・ 株式会社 学給絵所舎
- シ 立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員と資本関係又は人的関係のある者。なお、委員の公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ス 法人税、消費税、地方消費税及び法人住民税を滞納している者。
- セ 代表企業、構成企業及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、本市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者として参加していた者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。また、給食配送・回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。
- ソ 「立川市契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 23 年要綱第 82 号）に規定する参加停止を受けている者。

#### 4 特別目的会社（SPC）の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として本事業を実施する SPC を立川市内に設立することとする。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

なお、SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできないものとする。

#### 5 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、事業者が参加表明書及び資格審査書類を提出し、本市が収受した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

#### 6 入札参加者の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

#### 7 電子調達サービスへの登録

電子調達サービスにおいて本市に登録がない者は、入札参加表明時までに登録を完了させておくこと。登録手続の詳細は、本市契約課に問い合わせること。

## 第4 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	内 容
令和2年10月7日	入札の公告、入札説明書等の公表
令和2年10月20日	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
令和2年11月10日	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
令和2年11月24日	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和2年12月9日	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和2年12月14日	参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付締切
令和2年12月21日	入札説明書等に関する第3回質問受付締切
令和2年12月25日	資格審査結果の通知
令和3年1月8日	入札説明書等に関する第3回質問・回答の公表
令和3年2月5日	入札書類審査書類の受付締切及び開札
令和3年3月下旬	提案書の内容に関するヒアリング
令和3年3月下旬	落札者の決定及び公表
令和3年4月中旬	基本協定の締結
令和3年5月下旬	仮事業契約の締結
令和3年6月	事業契約の締結（市議会の議決）

## 第5 入札手続等

### 1 担当窓口

入札手続きについての本市の担当窓口を次のとおり定める。各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

立川市教育委員会事務局 教育部学校給食課学校給食共同調理場新設整備等担当

所在地：〒190-0015 立川市泉町 1156 番地の14

電 話：042-529-3511

F A X：042-529-3516

E-mail：gakkoukyuushoku@city.tachikawa.lg.jp

### 2 入札に関する手続

#### (1) 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、令和2年10月7日（水）に、本事業の調達に係る入札公告を行い、あわせて入札説明書等を立川市公式ホームページ上で公表する。

（立川市公式ホームページアドレス <https://www.city.tachikawa.lg.jp>）

#### (2) 入札説明書等に関する第1回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：入札説明書等公表の日から令和2年10月20日（火）午後5時まで

イ 受付方法：様式1「入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、第51に示す担当窓口にて電子メールにより提出すること。なお、電子メール送

信後、土曜・日曜・祝日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

ウ 回 答：令和 2 年 11 月 10 日（火）に立川市公式ホームページにおいて公表する予定である。なお、提出された質問への回答は、原則としてすべて公表するが、質問者からの申し出により、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると本市が認めた場合に限り、非公表とする。

### (3) 入札説明書等に関する第 2 回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：第 1 回質問への回答の日から令和 2 年 11 月 24 日（火）午後 5 時まで

イ 受付方法：様式 1「入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、第 5 1 に示す担当窓口にて電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

ウ 回 答：令和 2 年 12 月 9 日（水）に立川市公式ホームページにおいて公表する予定である。なお、提出された質問への回答は、原則としてすべて公表するが、質問者からの申し出により、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると本市が認めた場合に限り、非公表とする。

### (4) 参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付及び資格審査結果の通知

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類を次の期間に提出すること。

ア 受付期間：令和 2 年 12 月 10 日（木）、12 月 11 日（金）、12 月 14 日（月）の、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

イ 提出場所：第 5 1 に示す担当窓口

ウ 提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。なお、持参により提出する場合は、予め第 5 1 に示す担当窓口にて電話で連絡を行い、指定された日時に提出すること。郵便により提出する場合は、令和 2 年 12 月 14 日（月）午後 5 時までに第 5 1 に示す担当窓口にて必着とする。

エ 提出書類：参加表明書、入札参加資格審査に関する提出書類（「第 9 提出書類」を参照）

オ 提出部数：2 部（正本 1 部、副本 1 部）を提出すること。

カ 審 査：提出された入札参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。入札参加資格審査書類が全て揃っている入札参加者について、入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。

キ 結果通知：入札参加資格審査結果は、書面により令和 2 年 12 月 25 日（金）までに、随時郵送する。

### (5) 入札説明書等に関する第 3 回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間：第2回質問への回答の日から令和2年12月21日（月）午後5時まで
- イ 受付方法：様式1「入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、第5-1に示す担当窓口にて電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。
- ウ 回 答：令和3年1月8日（金）に立川市公式ホームページにおいて公表する予定である。なお、提出された質問への回答は、原則としてすべて公表するが、質問者からの申し出により、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると本市が認めた場合に限り、非公表とする。

## (6) 入札書類審査書類の受付

入札書類審査書類を提出する入札参加者は、関係する書類を次の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

- ア 受付期間：令和3年2月5日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで
- イ 提出場所：立川市役所 208 会議室
- ウ 提出方法：持参すること。予め第5-1に示す担当窓口にて電話で連絡を行い、指定された時間に提出すること。
- エ 提出書類：入札書類審査に関する提出書類、提案書、基礎審査項目チェックシート（「第9 提出書類」を参照）
- オ 提出部数：「様式集（入札書類審査）」を参照
- カ その他：提出された入札書類審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。

なお、入札を辞退する者は、入札辞退届（様式集（入札参加資格審査）様式3-1）を、令和3年1月29日（金）までに、第5-1に示す担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。なお、予め第5-1に示す担当窓口にて電話で連絡を行い、指定された日時に提出すること。

## (7) 開札の手順

本市は、入札参加者より提出のあった様式「入札書」（様式A-3）及び「入札金額計算書（別表含む）」（様式A-4）を次により開札する。

- ア 開札日時：令和3年2月5日（金）午後4時
- イ 開札場所：立川市役所 209 会議室
- ウ 開札方法
  - (ア) 開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。
  - (イ) 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。当該開札では、入札金額が、本市の設定した予定価格を超えていないことのみを確認し、入札価格の公表は行わない。入札価格が予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。
  - (ウ) 全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。

#### (8) 提案書の審査の手順

- ア 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- イ 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、審査委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
- ウ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和 3 年 3 月下旬頃に決定通知を行う。

#### (9) ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、令和 3 年 3 月下旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

また、本市は、提案書の内容等について、ヒアリングまでの間に入札参加者に質問を行う場合がある。

### 3 入札参加に関する留意事項

#### (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類審査書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

#### (2) 費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

#### (3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### (4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### (5) 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるとき、その他市が必要と認める場合には、本市は全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

#### (6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用すること

としている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

#### (7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、審査終了後、落札者以外の提出書類は、正本 1 部を除き、事業者に返却するものとする。

#### (8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

#### (9) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類審査書類
- イ 事業名及び入札金額のない入札書類審査書類
- ウ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類審査書類
- エ 事業名に誤りのある入札書類審査書類
- オ 入札金額の記載が不明確な入札書類審査書類
- カ 入札金額を訂正した入札書類審査書類
- キ 1 つの入札について同一の者がした 2 以上の入札書類審査書類
- ク 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類審査書類
- ケ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類審査書類
- コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類審査書類
- サ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類審査書類
- シ その他入札に関する条件に違反した入札書類審査書類

#### (10) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

## 4 入札予定価格

事業契約書に定める設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価と維持管理及び運営業務のサービスの対価からなるサービスの対価の予定価格は、本施設完成・引渡し後に、本市から一括で支払われる予定の一時支払金を含め、事業期間の総額は 11,750,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

## 第6 入札書類の審査

### 1 立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、落札者決定基準や入札説明書等、事業者選定に関する書類の検討及び入札参加者から提出された提案の審査等を行う。

審査委員会の委員は、次のとおりである。

#### 【審査委員会 委員】

(敬称略)

	氏名	所属
委員長	安登 利幸	亜細亜大学都市創造学部都市創造学科 教授
副委員長	中山 茂樹	千葉大学 名誉教授
委員	堀端 薫	女子栄養大学栄養学部 准教授
委員	土屋 英眞子	立川市 行政管理部長
委員	大野 茂	立川市 教育委員会事務局教育部長

### 2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最優秀提案を選定する。

### 3 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 提案価格に関する審査

#### (1) 落札者の決定

本市は、最優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ただし、最優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、落札者決定基準における性能評価点が最も高い者を落札者とする。

#### (2) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者が2者未満となることが明らかになった、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。



### (3) 落札者決定通知及び審査結果の公表

本市は、落札者決定後、入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、立川市公式ホームページにて審査結果を公表する。

## 第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類審査書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

### 1 立地条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地：立川市泉町 1156 番 15 のうち
- ② 敷地面積：12,000.01 m<sup>2</sup>
- ③ 地域地区等：
  - ア 市街化調整地域（建ぺい率 40%、容積率 80%）
  - イ 道路斜線・隣地斜線：1/1.25（L≤20m）、1/1.25（H>20m）
  - ウ 日影規制：なし
  - エ 防火関係：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条区域
- ④ 接続道路：
  - ア 北側：立川市都市計画道路 3・2・16 号国営公園北線（立川市市道 1 級 13 号線）（幅員 30m）
- ⑤ 給排水：
  - ア 上水道：北側市道の北側歩道下に φ300 埋設
  - イ 下水道：事業予定地西側及び南側（下水道用地内）に公共下水道（汚水）φ200～250 を整備予定
- ⑥ その他：
  - ア 敷地南側には広域防災基地・陸上自衛隊立川駐屯地があり、立川飛行場の航空法に係る物件の高さ制限区域に該当する。
  - イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の開発許可は不要であることを確認している。
  - ウ 「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」（平成 5 年要綱第 5 号）の適用事業となる。
  - エ 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年条例第 216 号）による緑化が必要である。
  - オ 事業予定地は現在国有地であるが、工事着手予定日までに本市が取得することを予定している。
  - カ 今後、本市において必要な土壌汚染対策工事を実施する。
  - キ 不発弾調査は、今後、本市において現況地盤面より-1.5mまでの水平探査を実施予定である。事業者は、基礎工事の施工等に伴う安全性確保のため、必要に応じて追加の調査を行うこと。
  - ク 現学校給食共同調理場では、北側市道との境界部（60cm 程度）を、通行の利便性を考慮し、歩道と一体的に利用できるよう整備している。本施設においても同様に北側市道との境界部を歩道と一体的に利用できるよう整備すること。
  - ケ 雨水排水は、全量自区内処理を行うこと。

### 2 施設の設計及び建設・工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件

施設の設計及び建設・工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件は、第 2-8 で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類審査書類を作成するものとする。

### 3 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理、維持管理及び運營業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

### 4 資金計画・事業収支計画に関する条件

ア 本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る一時支払金は、国庫補助金（学校施設環境改善交付金）及び地方債をもって充てる予定であり、その計算式は次のとおりとする。なお、提案書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。

一時支払金（消費税及び地方消費税相当額（消費税率：10%）含む）  
＝（ア）＋（イ）＋（ウ）

（ア）学校施設環境改善交付金相当額（481,204,000円）

（イ）学校施設環境改善交付金対象経費分地方債相当額（432,800,000円）

（ウ）その他地方債相当額（事業契約約款（案）別紙4表2の「ア施設費」のうち建設工事費（厨房機器等の調達及び設置費及び外構工事費を含み、什器・備品等の調達及び設置費及び食器・食缶等の調達費は除く。）及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額－①）×75.0%（ただし、十万円未満切り捨て）」

① 学校施設環境改善交付金対象経費相当額（962,410,400円）

なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の金額変更があった場合、事業者に発生するコスト（融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等）は本市の負担とする。

イ 割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、その支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とする。なお、提案提出時に使用する基準金利は1.0%とすること。

ウ 運営費については、要求水準書「資料8 児童・生徒数の推移」を参考に、事業契約約款（案）別紙5第2項に基づいて、固定費及び変動費を算出すること。ただし、提案にあたっては、条件を統一するため、次の年間合計提供食数があるものとして、入札額を提案すること。

運営費の算出に用いる年間合計提供食数

年度	食数
令和5年度（2学期から）	1,057,000
令和6年度	1,630,000
令和7年度	1,628,000

令和 8 年度	1,625,000
令和 9 年度	1,623,000
令和 10 年度	1,621,000
令和 11 年度	1,607,000
令和 12 年度	1,593,000
令和 13 年度	1,580,000
令和 14 年度	1,566,000
令和 15 年度	1,552,000
令和 16 年度	1,539,000
令和 17 年度	1,526,000
令和 18 年度	1,513,000
令和 19 年度	1,500,000
令和 20 年度 (1 学期まで)	524,000

## 5 本市の費用負担

以下の費用については、本市が費用負担するものとする。

- ア 市職員用事務室、会議室及び防災用食糧備蓄倉庫に係る光熱水費（維持管理及び運営期間中）
- イ 電話料金等（インターネット通信費を含むが、事業者側に発生する費用を除く。）
- ウ 大規模修繕費
- エ モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

## 6 サービスの対価

事業契約約款（案）別紙 4 及び別紙 5 に基づく。

## 7 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

事業契約約款（案）別紙 2 に基づく。

## 8 土地の使用

本事業の事業予定地は、現在国有地であるが、工事着手予定日までに本市が取得することを予定している。

事業者は、工事着手予定日をもって、本施設の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市が所有する事業予定地を無償で使用することができる。なお、事業者は、事業契約締結後、工事着手予定日までの期間に、市の承認を得た上で事前調査業務を目的とした立ち入りを行うことができる。その際、本市が令和 3 年度に実施する各種調査や土壌対策工事等との調査日程等について、本市と事前に調整すること。

## 9 保険

事業契約約款（案）別紙 3 に基づく。

## 10 本市と事業者の責任分担

### (1) 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者自らが責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、事業者自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても、事業者自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び本市が対応すべきと認められるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

### (2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

## 11 財務書類の提出

事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。

## 第8 契約に関する事項

### 1 契約手続き

#### (1) 契約の条件

落札者と本市は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意し、これを締結するものとし、基本協定書の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。また、SPC 設立後、速やかに仮事業契約の締結を行うものとする。

なお、本契約の締結は、PFI 法（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条及び立川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 68 号）の規定により、立川市議会の議決を経たうえで締結することとなる。落札者と本市は、立川市議会の議決を得てから 7 日以内に、仮事業契約に基づき本契約を締結するものとする。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合でも、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

#### (2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第 3 の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮事業契約を締結しないことがあり、又は仮事業契約を締結しているときはこれを解除することがある。

### 2 契約の枠組み

#### (1) 対象者

SPC

#### (2) 締結時期及び事業期間

仮事業契約の締結：令和 3 年 5 月下旬

事業契約の締結（市議会の議決日から 7 日以内）：令和 3 年 6 月

事業期間は、事業契約締結日より令和 20 年 7 月末日までとする。

#### (3) 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書（案）によるものとし、事業契約書（案）の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

### 3 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税及び地方消費税課税対象額に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

#### 4 契約保証金

事業契約約款（案）第 37 条及び第 59 条に基づくものとする。

#### 5 事業者の事業契約上の地位

事業者は、本市の事前の承諾がある場合を除き、事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、入札参加者等が保有する SPC の株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができないものとする。

## 第9 提出書類

### 1 入札時の提出書類

入札時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集（入札参加資格審査）及び様式集（入札書類審査）を参照のこと。

#### (1) 入札参加資格審査書類

① 参加表明書	
・参加表明書	(様式 1-1)
② 入札参加資格審査に関する提出書類	
・資格審査申請書	(様式 2-1)
・設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-2)
・建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-3)
・厨房機器等の調達及び設置業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-4)
・工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-5)
・維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-6)
・運營業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-7)
・その他の業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-8)
・入札参加者構成表及び役割分担表	(様式 2-9)
・委任状（構成企業及び協力企業用）	(様式 2-10)
・委任状（代表企業用）	(様式 2-11)
・事業実施体制	(様式 2-12)
・会社概要書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・定款（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・決算報告書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年）	(書式自由)
・登記簿謄本（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	(書式自由)
・納税証明書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、入札公告日以降に申請した証明書）	(書式自由)
③ その他	
・入札辞退届（辞退する場合のみ）	(様式 3-1)

#### (2) 入札書類審査書類

① 入札書類審査に関する提出書類	
・入札書類審査書類提出書	(様式 A-1)
・入札参加者構成表	(様式 A-2)
・入札書	(様式 A-3)
・入札価格計算書	(様式 A-4)
・要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)
② 提案書	
・事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～9)
・設計業務に関する事項	(様式 C-1～6)



・建設・工事監理業務に関する事項	(様式 D-1～3)
・維持管理業務に関する事項	(様式 E-1～9)
・運営業務に関する事項	(様式 F-1～6)
・事業収支等提案書類	(様式 G-1～2)
・提案価格等提案書類	(様式 H-1～4)
・事業スケジュール表	(様式 I-1)
・計画図面等提案書類	(様式 J-1～18)
③ 基礎審査項目チェックシート	(様式 K-1)

## 第10 その他

### 1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、本市は、事業契約を解約することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。

ウ 前2号により事業契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。

イ 前号により事業契約が解約された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。

### 2 金融機関と本市の協議（直接協定）

本市は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結する予定である。